

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

香川地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

香川県

3 地域再生計画の区域

香川県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の産業の特徴

(1) 拠点性、自然的経済的社会的一体性

本県は、四国の東北部に位置し、古くから四国の玄関口として、四国と本州を結ぶ結節点の役割を担ってきた。県都高松市には、四国地域の中核拠点都市として、中央省庁の出先機関をはじめ、製造業、金融、商社、サービス業等の主要企業の支店・支社が多数集積している等、本県は四国地域において高い拠点性を有している。

本県の面積は約 1,877 km² (全国比 0.5%) と全国で最も小さいながら、全域に讃岐平野が広がっており、可住面積比率 (全国 10 位)、人口密度 (全国 11 位) は高い指標となっている。

また、高松空港が県央に位置し、県内主要部 17 のインターチェンジを高松自動車道が繋ぐとともに、国道 11 号、国道 32 号、国道 193 号、国道 377 号、国道 438 号等県内を縦横無尽に接続する道路網が整備されている。鉄道についても、JR の予讃線、土讃線、高德・牟岐線、私鉄高松琴平電気鉄道の琴平線、志度線、長尾線が県内各地を繋いでいる。さらに、瀬戸内海に位置する島しょ部へはフェリー等により日常的な往来が可能である。

これらの地理的条件、交通網等の整備により、県都高松市を中心に 1 時間以内での県内移動が可能である等、社会生活、経済活動の両面で県全体がコンパクトにまとまった、一体性を有している地域である。

(2) 産業の特徴

本県には、建設機械関連、電気機械関連、造船関連、自動車部品関連等の分野で国内トップクラスの企業が県内の中核企業として立地している。それら中核企業を中心に、長年にわたり強固な生産連携を形成し、極めて高度な基盤技術 (金属加工、金型、溶接、板金、表面処理等) を蓄積してきた協力企業が多数集積している。

また、臨海部を中心に、化学、石油・石炭、プラスチック、窯業・土石、非鉄金属等の基礎素材型の基幹工場が立地しており、本県経済を支える重要な産業となっている。

加えて、食料品産業は、本県において最も歴史が古く、業種別の事業所数、従業員数、付加価値額に占める割合がトップである。また、冷凍食品や調味料等、

食料品関連の大手企業が立地しており、その協力企業も多数立地している。

さらに、産学官が連携して研究・技術開発に取り組んでいる「希少糖」は、食品をはじめ医薬品や農業等の分野で、「炭素繊維複合材料」は航空機関連等の分野で、「微細構造デバイス関連技術」は医療機器等の分野でそれぞれ活用が期待される等、今後の本県経済を担う産業となることが期待されている。

以上のように、本県の産業は、特定の業種に偏らないバランスのとれた産業構造であり、経済的ショックに強いという特徴を有している。しかしながら、少子化に加え、大都市圏への人口流出もあり、人口減少が本格化する中、県外に流出している人の流れに歯止めをかけ、県内に流入する人の流れをつくり、人口の社会増につなげることにより、労働力不足や経済規模の縮小を防ぐため、本社機能等の誘致をはじめとする雇用の場を創出する施策が必要である。

産業類型別事業所数、従業者数、製造品出荷額等

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
事業所数	2,097	1,890	1,847	1,825	1,774	1,851	2,359
基礎・素材型産業	710	664	651	656	650	688	865
加工・組立型産業	442	385	388	388	375	431	514
生活関連・その他型産業	945	841	808	781	749	732	980
従業者数（人）	67,064	69,679	69,578	70,467	70,080	68,820	72,212
基礎・素材型産業	22,813	24,763	24,799	25,684	25,846	25,427	25,992
加工・組立型産業	20,545	20,746	20,715	21,333	21,292	21,211	21,306
生活関連・その他型産業	23,706	24,170	24,064	23,450	22,942	22,182	24,914
製造品出荷額等（百万円）	2,491,700	2,462,495	2,576,333	2,769,479	2,711,583	2,528,966	2,801,392
基礎・素材型産業	x	1,256,250	1,360,292	1,466,119	1,380,520	1,325,981	1,532,415
加工・組立型産業	x	675,161	686,602	795,484	822,450	639,435	697,850
生活関連・その他型産業	554,456	531,084	529,439	507,876	508,613	563,550	571,127

- (注) 1 基礎・素材型産業とは、木材、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック、ゴム、窯業・土石、鉄鋼、非鉄、金属をいう。
 2 加工・組立型産業とは、はん用機械、生産機械、業務機械、電子部品、電気機械、情報通信、輸送用機械をいう。
 3 生活関連・その他型産業とは、食料品、飲料・飼料、繊維、家具、印刷、皮革、その他をいう。
 4 調査対象は、平成27年から令和2年までは従業者4人以上の事業所であるが、令和3年は従業者1人以上の事業所であるなど、調査によって集計範囲等が異なる。
 5 事業所数・従業者数は、各翌年6月1日現在。

資料：平成27年は「平成28年経済センサス・活動調査」、平成28年から令和元年までは「工業統計調査」、令和2年は「令和3年経済センサス・活動調査」、令和3年は「2022年経済構造実態調査（製造業事業所調査）」の調査結果

4-2 インフラ整備状況

(交通)

瀬戸大橋をはじめとする本四連絡橋の整備や四国横断自動車道の延伸等により、本県から近畿、中国、四国地域等の各主要都市への所要時間は大幅に短縮され、四国内の各県庁所在地へのアクセスは本県が最も優れている。また、平成31年3月に高松自動車道の全線4車線化工事が完了し、渋滞解消等により、一層のアクセスの向上が図られている。さらに、平成26年度から本四高速に全国共通の料金体系が適用されたことにより、道路貨物輸送コストが低減したこと等から、平成26年度のトラック等中型車種以上の一日当たりの平均交通量は、前の年度から約200台増加し、過去最高の約7,500台となり、令和4年度においては約8,200台となっている。

瀬戸内海に囲まれた本県には、重要港湾2港（高松港、坂出港）のほか、県管理の地方港湾が22港、市町管理の地方港湾が43港整備されており、物資の輸送や人の往来を支える基盤として重要な役割を担っている。

中でも、高松港では、物流の効率化や機能強化を図るため、高松港国際物流

ターミナルの整備を行い、コンテナヤードの拡張やふ頭用地の整備を促進している。坂出港は、LNG基地、火力発電所、コークス精製工場が立地しており、四国のエネルギー拠点としての役割を担っている。

平成30年4月から民営化された高松空港は、高松市中心部へ車で約30分とアクセスも良く、現在、国内線、国際線合わせて7路線が就航している。国内線は、平成30年3月に成田線が一日最大3往復に増便された。コロナ禍で全便運休していた国際線は、令和4年11月以降、順次運航を再開しており、令和5年3月にソウル線が、令和6年2月に台北線がそれぞれ週7往復に増便される等、四国の拠点空港として利便性が向上している。

(支援機関等)

本県には、公益財団法人かがわ産業支援財団、香川県産業技術センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所四国センター等の公設の産業支援機関や試験研究機関が設置されており、研究・技術開発の成果やノウハウを生かし、企業の新技術開発・新商品開発の支援を行うとともに、取引振興や販売促進、人材育成等の支援を行っている。

また、研究開発・新規産業創出の拠点である香川インテリジェントパークには、香川県科学技術研究センター（FROM香川）、香川県新規産業創出支援センター（ネクスト香川）、香川産業頭脳化センタービル、香川大学産学連携・知的財産センター、地域共同研究施設（RISTかがわ）等の公的拠点施設が整備され、周辺には先端技術の研究開発を担う民間研究所が数多く立地している。

さらに、高等教育機関として、香川大学をはじめ5つの大学、専門職短期大学を含む3つの短期大学、1つの工業高等専門学校がある。特に、平成30年4月に新設された香川大学創造工学部は、専門知識・技術をもった人材育成や産学官連携による新たな研究開発において、先導的役割を担っている。また、香川高等専門学校は、ロボットコンテストやプログラミングコンテストの全国大会での活躍、ものづくり日本大賞の受賞等、学生の創意工夫を育む有意義な教育を実践している。

4-3 近年の企業立地動向と今後の見通し

本県で古くから盛んな食料品や機械・電子機器、金属製品分野のほか、運輸・物流分野の企業の進出が進んでいる。

(香川県の企業立地件数)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
新規立地	17件	12件	25件	15件	44件	19件	12件	18件	28件
増設	11件	22件	18件	7件	8件	7件	3件	9件	24件
合計	28件	34件	43件	22件	52件	26件	15件	27件	52件

(香川県商工労働部企業立地推進課調べ)

新規立地：新たに工場等の施設・設備を設置したもの

増設：既存の工場等に加えて、同一敷地内や隣接地において施設・設備を設置したもの

平成25年頃からの円安等により輸出関連企業の業績が好調であることを受

け、本県においても建設機械や造船等の関連企業の立地や事業拡大が期待されるところである。

4-4 地域再生計画の目標

企業の立地環境を整備するとともにトップセールス等を行い、本県の魅力や立地環境の優位性、本社機能の移転・拡充を行う際の本県独自の優遇措置を企業にPRすることにより、企業の地方拠点の形成・強化を促し、本県における就労機会の創出等を図ることを目標とする。

目標1 企業の新規立地

東京23区にある企業の本社機能の移転を伴う新規立地（移転型事業の認定件数）を16件とする。

県内企業の本社機能の拡充を伴う新規立地等及び東京23区以外の地域にある企業の本社機能の移転を伴う新規立地（拡充型事業の認定件数）を16件とする。

目標2 就労機会の創出

企業の本社機能の移転・拡充により、320人の雇用機会の創出を図る。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を促進するため、企業のトップに直接、本県の魅力及び立地環境の優位性をPRするとともに、各市町、金融機関、産業支援機関、経済団体等とも連携し、企業ニーズに応じた立地候補地の紹介を行う。

さらに、本社機能の移転・拡充を行う企業に対する本県独自の助成制度及び税の優遇制度を創設するとともに、大学等の卒業予定者やUJIターン就職希望者を対象とした合同就職面接会等を実施する。

これらの取組みにより、企業の本社機能の移転及び域内企業の本社機能の拡充に伴う新規立地等を押し進めるとともに、就労機会の創出を図る。

5-2 特定政策課題に関する事項

特になし

5-3 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の名称及び番号

地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省）【A3005】

(2) 地方活力向上地域

①法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域（移転型）

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市

及び三豊市並びに香川県小豆郡土庄町及び小豆島町、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町及び綾川町、仲多度郡琴平町、多度津町及びまんのう町の区域の一部（別紙1のとおり）

②法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業の対象となる地域（拡充型）

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市及び三豊市並びに香川県小豆郡土庄町及び小豆島町、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町及び綾川町、仲多度郡琴平町、多度津町及びまんのう町の区域の一部（別紙2のとおり）

(3) 地方活力向上地域の設定について

本県は、面積が全国で最も小さいことに加え、県内主要部17のインターチェンジを高松自動車道が繋ぐとともに、国道11号、国道32号、国道193号、国道377号、国道438号等、県内を縦横無尽に接続する道路網が整備されている。鉄道についても、琴平電気鉄道の琴平線、志度線、長尾線が県内各地を繋いでいる。さらに、島しょ部へはフェリー等により日常的な往来が可能である。これらの地理的条件、交通インフラ等の充実により、県全域が一つの生活圈、経済圏となっており、全县一体とした産業政策の有機的連携を図るに際し、優位な条件を有している。

また、4-2に示すとおり、県内には香川大学をはじめとする5つの大学、専門職短期大学を含む3つの短期大学、1つの工業高等専門学校があり、公設の産業支援機関、試験研究施設及び香川インテリジェントパークを中心に民間研究所も立地している。

これまでも、企業立地促進法に基づく基本計画である「香川ものづくり産業振興計画」において、県と県内全市町（8市9町）が一体となって、①「ものづくり基盤技術産業」、②「エネルギー・基礎素材型産業及びその関連産業」、③「食料品産業及びその関連産業」、④「先端的研究開発や知的財産を生かした産業」、⑤「運輸・物流産業及びその関連産業」の5つの産業を核として、既存企業の高度化や新たな企業立地を促進し、多様な産業の集積を図っている。

こうしたことから、地方活力向上地域の設定に当たっては、県内8市9町を一つの圏域として捉え、各市町の都市計画等と整合性を図っているものとしている。拡充型事業の対象地域は、その中でも、坂出市、丸亀市をはじめとする臨海部を中心に造船や化学等の基礎素材型産業の集積が進んでいる地区や、県が整備した高松東ファクトリーパークをはじめとする内陸型工業団地を中心とした地区を設定している。

	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼 夜 間 人口比率	民 営 事業所数
香川県	950,244	951,166	100.1	48,460

出典：昼夜間人口比率 R2 国勢調査
事業所数 R3 年経済センサス

(4) 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容等

イ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業

① 事業概要（移転型事業）：

民間企業等により実施される東京 23 区から本社機能の移転を伴う
特定業務施設等の整備

実施期間：

平成 27 年 9 月～令和 13 年 3 月

実施場所：

上記（2）①に記載する移転型事業の対象地域内

② 事業概要（拡充型事業）：

民間企業等により実施される拡充型事業の対象地域内における特
定業務施設等の整備

実施期間：

平成 27 年 9 月～令和 13 年 3 月

実施場所：

上記（2）②に記載する拡充型事業の対象地域内

ロ 不動産取得税の不均一課税制度の創設

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う不
動産取得税（拡充型事業に限る）について、不均一課税制度を創設する。

実施主体：

香川県

実施期間：

平成 27 年～令和 11 年

ハ 不動産取得税及び事業税の課税免除制度の創設

事業概要：

企業の本社機能等の移転に伴う不動産取得税及び事業税（移転型事
業に限る）について、課税免除制度を創設する。

実施主体：

香川県

実施期間：

平成 30 年～令和 11 年

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 支援措置によらない独自の取組

イ 企業誘致助成制度の拡充等

事業概要：

香川県企業誘致条例に基づき、県内に工場、試験研究施設、情報処理関
連施設、物流拠点施設若しくは観光施設を設置する企業又は産業用地の整
備を行う企業に対し、助成措置を講じている。

新たに、特定業務施設（本社機能）の移転又は拡充に伴う投資及び特定業務施設における新規雇用を行う企業を支援するため助成制度を拡充するほか、雇用確保の支援として、新規常用雇用者の採用に要する経費を補助する制度を創設する。

実施主体：

香川県

事業期間：

平成27年4月～令和8年3月

ロ トップセールスの実施

事業概要：

知事を先頭に、企業のトップに直接本県の魅力及び立地環境の優位性等をPRし、本県への特定業務施設（本社機能）の移転・拡充を促す。

実施主体：

香川県

事業期間：

平成27年4月～

ハ ワンストップサービス窓口の設置

事業概要：

香川県商工労働部企業立地推進課に企業の要望に迅速かつきめ細かに対応するため、ワンストップサービス窓口を設置しているところであるが、引き続き、用地情報を提供するほか、許認可等の手続きを一括して進めることにより、立地企業の負担軽減を図る。

実施主体：

香川県

事業期間：

平成27年4月～

ニ 合同就職面接会等の実施

事業概要：

県内外の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等卒業予定者（既卒者も含む）や求職者等を対象に、県内企業を集めた合同就職面接会等を行う。

また、UJIターン就職希望者を対象に、東京や大阪において、UJIターン就職に必要な情報の提供や就職相談を行うUターンガイダンス等を開催する。

実施主体：

香川県

事業期間：

平成27年4月～

ホ 市町で実施している企業誘致助成制度

事業概要：

市町の企業誘致条例に基づき、試験研究施設を設置する企業に対し、助成措置を講じている。

実施主体：

高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、三木町、宇多津町、綾川町、多度津町、まんのう町

事業期間：

平成 27 年 4 月～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4-4 に示す地域再生計画の目標については、毎年度必要な調査を行い状況の把握を行うとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

目標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
地方活力向上地域等 特定業務施設整備計 画認定件数	2 社 (うち移転型 1 社)	2 社 (うち移転型 1 社)	2 社 (うち移転型 1 社)	2 社 (うち移転型 1 社)	2 社 (うち移転型 1 社)	2 社 (うち移転型 1 社)
雇用創出件数	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
目標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地方活力向上地域等 特定業務施設整備計 画認定件数	2 社 (うち移転型 1 社)	2 社 (うち移転型 1 社)	2 社 (うち移転型 1 社)	2 社 (うち移転型 1 社)	2 社 (うち移転型 1 社)	2 社 (うち移転型 1 社)
雇用創出件数	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
目標	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度 (最終年度)		
地方活力向上地域等 特定業務施設整備計 画認定件数	2 社 (うち移転型 1 社)	2 社 (うち移転型 1 社)	2 社 (うち移転型 1 社)	2 社 (うち移転型 1 社)		
雇用創出件数	20 人	20 人	20 人	20 人		

雇用創出件数は、新たに特定業務施設において常時雇用する従業員数をいう。件数の確認は、認定を受けた事業者から提出される実施状況報告により行う。

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の方法

4-4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の結果を香川県のホームページ上で公表する。

8 構造改革特別区域計画に関する事項
該当なし

9 中心市街地活性化基本計画に関する事項
該当なし

10 産業集積形成等基本計画に関する事項
該当なし